

[課題]

第2回課題（各問題600字以上）

次の問題について、テキストの該当箇所の内容にしたがって説明し、それに対する自分の考えを述べなさい。（全問必答）

① 貧困の問題と家族生活にはどのような関係があるか。また、現代の日本では家族と貧困をめぐって実際にいかなる問題が起こっているだろうか。〔テキスト：第3章「家族・貧困・福祉」〕

② 日本の生活保障システムにおいて家族にはどのような役割が与えられているか。また、そこにはいかなる課題が存在しているか。〔テキスト：第3章「家族・貧困・福祉」〕

③ 近代社会における「結婚」の機能はどのように特徴づけられるか。現代日本において、そうした従来の結婚のあり方にいかなる変化が起きており、そこにはどのような社会的・制度的状況がかかわっているだろうか。〔テキスト：第4章「結婚」〕

[本文]

①

貧困をとらえるための代表的な概念として、「絶対的貧困」と「相対的貧困」がある。「絶対的貧困」とは、生命を維持するために必要な最低限度の食糧などを欠く状態として一般的に理解されている。世界銀行とユニセフの調べで、2022年現在、「1日2.15ドル未満」が国際貧困基準とされ、3億3300万人の子どもがこの絶対的貧困状態に置かれている。<sup>1</sup>

ロウントリーは、このイギリスヨーク市での調査によって、20世紀初頭のイギリスの「絶対的貧困」は、疾病、失業、低賃金、子どもの数が多いことと関連していること、また、人生の中で貧困になりやすい時期は、こども期、子育て期、高齢者期の3回あることが明らかになった。つまり、貧困に陥る時期は、生きていくために誰かほかの人からケアを受けなければならない時期か、あるいは逆に自分が他の人にケアを提供する時期と重なっており、100年以上前から家族形態と密接に関わっていたことが明らかになっている。

「相対的貧困」の概念は、イギリスのタウンゼントによって示され、所属する社会の中で標準的とされる食事や、社会諸活動に参加したりする生活レベルが保てない状態と理解されている。

貧困水準を「絶対的貧困」にするのか、「相対的貧困」にするかについては昔からある議論だが、18世紀のイギリスの経済学者で、「経済学の創始者」とされるアダム・スミスは、「人前で恥をかかない服装をする程度の財力を保障すべき」と、相対的貧困の考えを述べている。つまり先進国の貧困水準は、その時代の経済状況にあわせて、社会との関わりを持てる水準と考えるべきである。<sup>2</sup>

貧困の原因を個人の怠惰に求める見方と、社会の構造に原因を求める見方の2つに大別される。イギリスのブースは18世紀後半のイギリスにおける社会調査から、貧困の原因の第1位は雇用問題、第2位は境遇の問題となっており、飲酒や浪費などの習慣の問題は極めて少数である

ことを明らかにした。貧困は社会的問題として取り扱うべきだという認識が広がるきっかけともなった。

湯澤直美は、社会的問題としての貧困が家族に及ぼす影響について、家族のもつ様々な資源に注目し、金銭面だけでなく、教育や健康、文化、人付き合いにおける貧困も再生産されてしまうとし、次のように警鐘を鳴らす。<sup>3</sup>

家族に表れる貧困は、「家族のもつ資源格差」という現実に規定されて家族成員に影響をもたらすため、貧困の世代的再生産の仕組みの解明も重要である。学歴取得や教育達成といった教育資源をはじめ、健康にかかわる資源、文化にかかわる資源、人的なネットワークにかかわる資源など、子どもが成長し発達する上で必要とする基礎的な資源は、家族を媒介して子どもに資源配分される。家族のもつ資源格差が埋め込まれている社会システムにおいては、「不利の連鎖」が組み込まれ、家族の階層序列を固定化していくのである。経済的・社会的に不利を負った階層の家族の現実には、「不利が不利を呼ぶ」形で家族の不利を継承しながら、その不利が再生産されていく仕組みが存在する。

以下の表 11 は厚生労働省が取りまとめた令和 4 年の国民生活基礎調査の統計である。2021 (令和 3) 年の貧困線 (等価可処分所得の中央値の半分) は 127 万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合) は 15.4%となっている。2021 年段階では、7 世帯に 1 世帯が貧困となっている。また、「子どもがいる現役世帯」(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員についてみると、10.6%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 44.5%、「大人が二人以上」の世帯員では 8.6%となっている。厚生労働省の統計では、ひとり親で子どもを育てる家庭の半分弱が相対的貧困となっている。<sup>4</sup>

表 11 貧困率の年次推移

	1985 (昭和60年)	1988 ( 63)	1991 (平成3年)	1994 ( 6)	1997 ( 9)	2000 ( 12)	2003 ( 15)	2006 ( 18)	2009 ( 21)	2012 ( 24)	2015 ( 27)	2018 ( 30)		2021 (令和3年)
												旧基準	新基準	新基準
(単位: %)														
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
(単位: 万円)														
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127

また、厚生労働省の「令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によれば、母子世帯は約 119 万 5000 世帯、父子世帯は約 14 万 9000 世帯となっている。ひとり親世帯の 9 割が母子家庭である。さらに母子家庭・父子家庭別の収入をみると、令和 2 年時点で、母子家庭の世帯人員 1 人当たり平均収入金額は 117 万円、父子家庭の同収入金額は 177 万円と 60 万円の開きがある。単純に計算すると、母子家庭の大半が相対的貧困に陥っている厳しい経済状況が伺われる。<sup>5</sup>

『最貧困女子』の著書で知られる鈴木大介は、貧困は直接母子家庭の問題であると指摘する。鈴木は児童養護施設に預けられる触法少年や買春の世界で生きる少女たちの多くが母子家庭育ちであったとの調査から、「世界的にみても最悪レベルのジェンダーギャップの中、母親ひとりで稼ぎ子育てもするというのは、明らかに無理があります」と述べる。<sup>6</sup>

また、社会学者の水無田気流は、母子家庭は貧困の形で生活上不利であるのみならず、子どもの学業達成や就業などにもマイナスな影響を与えていると述べる。大学進学率や正社員への就業についても、教育環境や文化的環境、人的ネットワークが不足している母子家庭出身者は不利になっており、貧困の再生産が拡大する形となっている。<sup>7</sup>

3年ほど前に「親ガチャ」というインターネットの俗語が流行語大賞にノミネートされた。生まれつきの容姿や能力、家庭環境など、親の出来不出来によって人生が大きく左右されてしまう現状を揶揄した言葉である。児童扶養手当や高校の授業料無償化、大学の奨学金制度の拡充などによって、貧困が個人の人生に及ぼす影響は小さくなっている。しかし、母子家庭の出身の子どもは、教育環境だけでなく、他の多くの面でストレスやコンプレックスを抱えている。抜本的な解決策は難しいが、母子家庭の子どもが貧困に陥らない取り組みが必要である。

## ②

デンマーク出身のエスピーン-アンデルセンは、人々が人生を歩む中で出会う社会的リスクを「階層的リスク」と「ライフコースにおけるリスク」の2つに大別した。「階層的リスク」とは、就業形態や業種によってさらされる確率が異なるリスクを意味し、世代を超えて再生産されるリスクと捉えた。

一方のライフコースにおけるリスクを管理する中心的主体は、伝統的に家族とされてきた。①で前述したように、貧困はこども期、子育て期、高齢者期に集中的に現れることが知られている。この問題に対処するため、国家は子どもや子育て中の家族に対しては主に家族手当を通じて、高齢者には主に年金を通じて経済的側面に限定して、家族のライフコースにおけるリスクを小さくするように努めてきたのである。社会的なリスクの管理は国家だけに任せてよいものではなく、企業や家族も主体的な役割を果たすことが期待されている。

エスピーン-アンデルセンは『ポスト工業化経済の社会的基盤』の中で、福祉を提供する主体として、国家、市場（企業）、家族の三者がどのような比重を占めるかで、福祉レジームを3つの類型に分類している。1つ目は、アメリカやイギリスのように、リスクを担うのは基本的に個人であるという考えを敷衍し、社会政策は極めて限定的なものとし、市場に委ねることを奨励する「自由主義レジーム」である。2つ目は、スウェーデンやノルウェーのように、不平等の拡大を危惧する観点から、市場や家族に委ねる割合を下げ、国家の役割を重視する「社会民主主義レジーム」である。3つ目はドイツやフランスのように、「性別役割分業型」の家族をモデルとし、男性世帯主の雇用を守ることを最優先させる労働政策に裏付けされた「保守主義レジーム」である。

大沢真理は日本の生活保障システムについて次のように分析している。<sup>8</sup>

日本の生活保障システムでは、国家福祉の役割が小さく、家族福祉と企業福祉が強固に相互

補強しており、また、サードセクターの規模が小さく性別役割分業を特徴としている。これらは「男性稼ぎ主」を中心とすることの現れと考えられる。(中略)

日本の社会政策では、「男性稼ぎ主」である雇用者を「標準」の被保険者とする社会保障制度が基軸となった。とくに日本の社会保障制度は、その基本的骨格が1950年代なかばから60年代前半にかけて形成され、(中略)豊富な若年労働力人口の増加と相対的に少ない被扶養人口という「人口ボーナス」、それを一つの要因とした年々実質10%以上の高度経済成長、男性雇用者に長期安定的で年功的な雇用を提供する企業、雇用者と専業主婦からなる「男性稼ぎ主」世帯の増加(中略)を前提に、(中略)異なる社会保険制度が縦割りに分立した。

また、高度経済成長が終わった1980年代以降の日本の生活保障システムについては、大沢は次のように述べる。<sup>9</sup>

1980年代の「日本型福祉社会」政策によって、「男性稼ぎ主」型が強化された。日本は1985年に男女雇用機会均等法を制定し、女性差別撤廃条約を批准したが、社会政策の大きなベクトルとしては、国家ではなく、家族、とりわけ女性が、福祉の担い手であるべきことが強調され、従来から大企業の労使にとって有利だった仕組みも維持強化された。反面で、女性が、家事・育児、夫の世話や老親の介護などを引き受け、稼ぐ面ではパート就労程度で家計を補助するに止める場合には、税制や年金制度上の特別扱いをつうじて福祉が供給された。その結果1990年代以降、日本の生活保障システムは諸外国にまして強固な「男性稼ぎ主」型である。

日本の場合は、男性世帯主の雇用を守ることを最優先させる労働政策が、リスク管理の第一義とされる。つまりリスクを負担する主体として家族に大きな役割を与えると同時に、家族がその機能を円滑に果たせるよう、妻や子どものいる男性の雇用を守り、男性の職業を介してさまざまな福祉を提供する社会保障制度を設けている。

しかし、視点を変えて女性の側から考えてみると、日本では女性が結婚して夫の扶養に入るとともに、家事や子育て、介護といったケアの責任を果たす性別役割分業型の近代家族モデルを前提とした社会制度が構築されている。未婚や離婚など、それ以外の家族形態の女性や子どもが社会保障から漏れてしまい、結果として貧困に陥りやすいシステムとなってしまっている。

### ③

家族史の研究では、近代社会における結婚はロマンティック・ラブと呼ばれ、愛・性・生殖が結婚に限定されるという指摘がある。ロマンティック・ラブとは、『岩波女性学事典』では次のように説明される。<sup>10</sup>

恋愛を基礎とする結婚こそ唯一の正当な男女関係であると見なす、近代に特徴的な考え方。近代西欧社会は、当事者相互の恋愛を唯一正統な結婚相手の選択方法として認めるととも

に、性的な関係を結婚したもの同士のみ行われるものとして婚姻外の性を禁止してきた。この“性と恋愛と結婚”の三位一体規範を、恋愛結婚イデオロギー、またはロマンティック・ラブ・イデオロギーと呼ぶ。これは個人の自由を尊重する近代家族に適合的であった。だが、この規範は、異性愛を前提とする点で、性の二重規範を内包し、女性にとっては恋愛結婚が人生の主要な達成目標とされたのに対して、男性にとっては職業的達成ほどには重要視されなかった点で、第二派フェミニズム登場以降、批判的的にされてきた。

例えば、近代より前の社会では、結婚相手の他にも愛人を持ち、子どもをもうけることに許容的である場合があった。しかし、近代になると、ロマンティック・ラブの普及により、結婚外の愛・性・生殖は不適切だとみなされるようになった。近代社会においては、愛、性、生殖が結婚の重要な機能となった。

また、山田昌弘は、戦後、憲法、そして民法が改正され、結婚相手を自分で選択することが可能となったと同時に、戦前は一部に留まっていた「恋愛結婚」イデオロギーが次第に定着したと述べる。そして、その際の選択の基準は、相手の容姿や性格などが自分の好みであるかどうかというという「感情的基準＝愛」と、結婚相手の職業や収入、資産、結婚後の親との同別居、結婚後の夫婦の役割分担などの結婚後の「生活に関わる基準＝社会保障」の2つである。人口増加と高度経済成長期には、男女とも相互に結婚に「愛と生活保障」の2つを求めることが一番効率的な方法であった。<sup>11</sup>

しかし、人口増と高度経済成長が終わる1980年代以降、特に「社会保障」の点が大きく変わってきた。婚姻数の減少について、内閣府男女共同参画局が発行している「男女共同参画白書令和4年度版」では、令和3年度は婚姻件数が51.4万件、離婚件数が18.8万件となっているおり、1970年の団塊世代の適齢期に比べ、婚姻数は半減し、離婚件数が倍増している。この背景には夫は正社員として家族を養い、妻は姓を変え、夫の収入に依存し、家事や育児、介護に専念することを強いる結婚スタイルに対して、特に女性が懸念を示していることが挙げられる。<sup>12</sup>

また、積極的に結婚したいと思わない理由の調査である。20～39歳の独身女性の4人に1人が「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」という理由を挙げている。また、同独身女性の半数が「結婚という形式に拘る必要を感じないから」「結婚に縛られたくない」という理由を指摘している。また、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」という理由も4割近くが挙げている。また、唯一男性が女性を上回った理由が、「結婚生活を送る経済力がない、仕事が不安定だから」と、これまた家族を養うべきという家族モデルへの不安が垣間見える。<sup>13</sup>

牟田和恵は、夫婦や親子の強い情緒的絆や排他性、公私の分離、男女の性別役割分業を特徴とする「近代家族」の現状について次のように述べる。<sup>14</sup>

近代以降においては、男女一対を核にする家族が、外部に対する排他性を強めて、子育てや再生産の責任を一手に担うことになるが、(中略)そうした小家族は成員をケアする能力に低く、女性を孤立させる、非効率なものだ。ところが近代国家は、ほとんど例外なく、一夫一婦の対とその子供を正統的な家族とし、それを単位として社会制度を構築していった。

(中略) 現在の私たちには、叔父叔母などの親族は、同居どころか、子育てや家族の手伝いを頼むことも考えにくい、疎遠な存在でしかない。近隣の人々は言うまでもなく、親しい友人でさえ、「迷惑をかけるわけにはいかない」と、生活上の援助を受けたり、頼ったりするような関係になるのは避けねばならないというのが「常識」だ。

ライターの武田砂鉄は、結婚の形態が多様化されても、結婚式というイベントが従来型の結婚を助長するとし、次のように述べる。<sup>15</sup>

純白ドレスにバージンロード、そういう清廉性を背負うのはなぜかいつも女性。「尻に敷かれる」と笑いをとる新郎はいても、「支えます」と宣言する新婦へ向けられる笑いはない。結婚式にはありとあらゆる場面において定例があるので、定例×定例×定例×定例×定例×定例×定例＝結婚式みたいな感じになり、その掛け算の間にオリジナルを挟み込む。オリジナルが定例を刺激することで、むしろその定例が存在感を増す(中略)

ただ、どんな取り組みを加えようが、引き算的に何かをするのをやめようが、そうはいつでも男側を立てて、という態度が残っている。そのブレなさを体感するエンタメと思えば、結婚式って楽しいものなのかもしれないが、どこまでもそれを保持、そして拡張していったのだろうか。(中略)

結婚を誰かに報告するって、(中略) 善のオーラをまとっているものなのか。無論、それを無理に切り崩す必要もない。ある種の麻痺状態に置かれるから、そこで何が残存するか、再生産されているのか、という着眼が鈍る。あの場で起きていることって、すべてがなんとなく許せる。ハッピーな気持ちになる。そこで濃くなっているものがある、ということに注視が必要なのに。

私も武田氏が述べるイベントや式典が持つ魅力(魔力)に対する注意が必要だと考える。2000年代以降、少子化や非未婚の増加など、結婚制度や家族制度の変容や再定義が必要であると繰り返し論じられている。しかし、結婚式場や女性誌や結婚情報誌、乳幼児のママ向けの雑誌などによって、結婚式や出産時のイベントによる通過儀礼を経ることで、従来の家族制度を受け入れる素地が出来あがる。結婚にあれこれ意見はあっても、結婚式やお宮参りなどの宗教行事に文句をつける人はいない。

文字数：① 2,336字 ② 1,790字 ③ 2,518字

<使用テキスト>

岩間暁子・大和礼子・田間泰子『問いからはじめる家族社会学：多様化する家族の包摂に向けて』 有斐閣、2015。

<引用・参考文献>

- 
- <sup>1</sup> UNICEF 「Global trends in child monetary poverty」,  
<https://www.unicef.org/documents/child-poverty-trends> (2024/05/27 参照)
  - <sup>2</sup> 野村康平『大貧困社会』角川 SS コミュニケーションズ, 2009, pp.128-129 参考
  - <sup>3</sup> 湯澤直美「現代社会の貧困と家族」『よくわかる現代家族 [第2版]』(神原文子・杉井潤子・竹田美知編著) ミネルヴァ書房, 2016, pp.171
  - <sup>4</sup> 厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」,  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/03.pdf> (2024/5/31 参照)
  - <sup>5</sup> 厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」,  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000188147\\_00013.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000188147_00013.html) (2024/5/31 参照)
  - <sup>6</sup> 阿部彩・鈴木大介『貧困を救えない国日本』PHP 研究所, 2018, pp.38-39 参考
  - <sup>7</sup> 水無田気流『シングルマザーの貧困』光文社新書, 2014, pp.39 参考
  - <sup>8</sup> 大沢真理『現代日本の生活保障システム：座標とゆくえ』岩波書店, 2007, pp.53-56
  - <sup>9</sup> 同上, pp.67
  - <sup>10</sup> 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編集『岩波女性学事典』岩波書店, 2002
  - <sup>11</sup> 山田昌弘『「婚活」現象の社会学』東洋経済新報社, 2010, pp.232-233 参考
  - <sup>12</sup> 内閣府男女共同参画局「特-1 図 婚姻・離婚・再婚件数の年次推移」,  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-01.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-01.html)  
(2024年4月29日閲覧)
  - <sup>13</sup> 内閣府男女共同参画局「特-41 図 積極的に結婚したいと思わない理由」,  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-41.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-41.html)  
(2024年4月29日閲覧)
  - <sup>14</sup> 牟田和恵「ジェンダー家族と生・性・生殖の自由」『家族：新しい「親密圏」を求めて』(自由への問い7, 岡野八代責任編集), 2010, pp.194-195
  - <sup>15</sup> 武田砂鉄『マチズモを削り取れ』集英社, 2021, pp.149-156